

答 市だけで考えていても物事は進んでいかない。全市民の協力を得なければできないと思う。そのため、介護ボランティア、健康サポーター、認知症サポーター等、様々な形で協力してもらえよう方を養成、募集をしている。全市民が地域包括ケアに向かって頑張ってもらえよう、協力してもらえようようにしたい。

問 障害者自立支援法では、サービス等の利用計画、障がい児支援利用計画を作ることになっている。なぜ計画作成が必要なのか。

答 平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」が施行された。これには様々な障がい福祉サービスが定められており、その中に計画相談支援業務がある。これは同法律で定める障がい福祉サービスを支給するに当たり、障がい者それぞれにおける日頃の状態、生活の状況、これからの目標等、将来に向けての支援計画を立てるというものである。制度としては、平成24年度から平成26年度までの間に計画を立てることとされ

ており、障がい福祉サービスを支給する際には、原則として「計画相談」が必要となる。

問 対象人数と進捗状況は。

答 本市における実施状況については、平成26年2月20日現在、対象者が大人648名、子ども346名。そして実施者が大人198名、子ども87名で、全体としての進捗率は約28%である。

問 誰が計画を作るのか。

答 大人の対象者としては指定特定相談支援事業所と呼ばれる事業所であり、現在市内に9カ所、県内に95カ所ある。子ども対象としては指定障がい児相談支援事業所と呼ばれる事業所となり、市内には8カ所、県内に62カ所ある。さらにセルフプランと呼ばれるものもあり、家族が独自で作成することもできる。

問 大人と子どもの作成するところが違うというのは、どういうことか。数が違うのは、同じところで作れない理由が何かあるのか。

答 子どもの発達に応じた事業などによって違う。

問 支援計画を作成するメリットは何か。

答 障がい者の希望に基づき、

家族中心の支援を受けるため、計画をもとにして福祉、医療、保健、教育との関係を連携して支援することができる。

問 計画を作るための事業所の費用は。

答 全額公費負担となる。自立支援制度に基づく他の事業と同様に、自己負担無しで国2分の1、県4分の1、市4分の1が負担する。単価は、計画策定費用1件1万6千円、モニタリング費用1件1万3千円となっている。

問 計画はいつ作るのか。

答 計画相談の制度は、平成24年度から平成26年度中に策定することとなり、その期間内に新たに障がい福祉サービスを利用される場合、また更新や既に何らかのサービスを受けている方が、そのサービスを更新、変更されたりする場合には計画を策定することとされている。

問 平成24年4月から約2年経っているが、進捗率約28%というように、そこまで進んでいない理由はなぜか。

答 指定特定相談支援事業所の数が少ないという問題がある。福祉関係事業所にとって

策定することができるとは、後この数を増やす必要があり、また利用者の方への周知もさらに進めていく必要がある。

問 支援計画の策定は、平成26年度中に絶対しなければならぬのか。

答 基本的に平成26年度中に作成をしていかなければならない。

橿原市議会インターネット録画・ライブ中継 平成25年度 アクセス状況

年 月	録画アクセス総数	ライブアクセス総数 (定例会のみ記載)
平成26年 3月分	2,487回	1,952回
平成26年 2月分	225回	
平成26年 1月分	1,529回	
平成25年 12月分	1,585回	1,665回
平成25年 11月分	338回	
平成25年 10月分	2,087回	
平成25年 9月分	2,299回	2,459回
平成25年 8月分	237回	
平成25年 7月分	566回	
平成25年 6月分	1,409回	721回
平成25年 5月分	229回	
平成25年 4月分	400回	
平成25年度 合計	13,391回	6,797回



橿原市第6期老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画